吉見町森林整備計画書

令和５年３月３１日

自　　令和５年４月１日

計画期間

至　　令和１５年３月３１日

埼玉県

吉見町

目　　　　次

**Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項**・・・・・・・・・　１

　　１　森林整備の現状と課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

　　２　森林整備の基本方針　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

　　３　森林施業の合理化に関する基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

**Ⅱ　森林の整備に関する事項**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

**第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）**　・・・・・・　２

　　１　樹種別の立木の標準伐期齢　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

２　立木の伐採（主伐）の標準的な方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

　３　その他必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

**第２　造林に関する事項**　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

　　１　人工造林に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

　　２　天然更新に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

　　３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項・・・・・　５

　　４　森林法第１０条の９第４項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

　　５　その他必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

**第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び**

　　**保育の基準**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

　　１　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法　・・・・・・・・　６

　　２　保育の種類別の標準的な方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

　　３　その他必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

**第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項**　・・・・・・・・・・・・・・　８

　　１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法　・・・・　８

　　２　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

及び当該区域内における施業の方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

　　３　その他必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

**第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項**　・・・・　１１

　　１　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針　・・　１１

２ 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

　　３　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項　・・・・・・・・　１１

　　４　森林経営管理制度の活用に関する事項・・・・・・・・・・・・・　 １１

　　５　その他必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

**第６　森林施業の共同化の促進に関する事項**　・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

　　１　森林施業の共同化の促進に関する方針　・・・・・・・・・・・・・・・　１２

　　２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策　・・・・・・・　１２

　　３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項　　・・・・・・・・・　１２

　　４　その他必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

**第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項**　・・・　１２

　　１　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

　　２　路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項　・・　１２

　　３　作業路網の整備に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

４　その他必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３

**第８　その他必要な事項**　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３

　　１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項　・・・・・・・・・・・　１３

　　２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項　・　１３

　　３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項　・・・・・　１３

**Ⅲ　森林の保護に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**・・１３

**第１　鳥獣害の保護に関する事項**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

　　１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法・・・・・１３

　　２　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

**第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項**・・・１３

　　１　森林病害虫等の駆除及び予防の方法等　・・・・・・・・・・・・・・・　１３

　　２　鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く） ・・・・・・・・・・・　１４

　　３　林野火災の予防の方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

　　４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項　・・・・　１４

　　５　その他必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

**Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項**・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

　　１　保健機能森林の区域　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

　　２　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方

法に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

　　３　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項・・・・　１５

　　４　その他必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５

**Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項**　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５

　　１　森林経営計画の作成に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５

　　２　生活環境の整備に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５

　　３　森林整備を通じた地域振興に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・　１５

４　森林の総合利用の推進に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・　１５

　　５　住民参加による森林の整備に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・　１５

　　６　森林経営管理制度に基づく事業に関する事項・・・・・・・・・・・・・　１５

７　その他必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

**Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項**

１　森林整備の現状と課題

本町は、埼玉県のほぼ中央に位置し、町の総面積は３８．６４ｋ㎡で、計画対象

民有林面積は２０２ｈａである。そのほとんどはクヌギ・コナラ等を中心とした広

葉樹二次林であり、小面積の森林が散在している。

これら都市部に残された貴重な森林を、生活環境の保全及び保健林養機能等の公

益的機能を高める視点を軸に整備を進めるものとする。

　　２　森林整備の基本方針

　　（１）地域の目指すべき森林資源の姿

○快適環境形成機能維持増進森林

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高

く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

○保健文化機能維持増進森林

・保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等か

らなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて

保健活動に適した施設が整備されている森林

・文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成してい

る森林であって、必要に応じて文化・教育活動に適した施設が整備されている

森林

　　（２）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

　　　 ア　森林整備の基本的な考え方

現状と課題を踏まえ、森林の有する諸機能を高度に発揮させるため、適正な森林施業を実施する。

○快適環境形成機能維持増進森林

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

○保健文化機能維持増進森林

・保健・レクリエーション機能

住民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

・文化機能

潤いのある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

　　　 イ　森林施業の推進方針

　　　　 　伐採に当たっては、公益的機能の発揮に十分留意するとともに、伐採後は、必要に応じて造林を行うこととする。大部分が広葉樹二次林であるので、目的樹種の成長を阻害する場合など必要に応じて整理伐を行うものとする。

　　３　森林施業の合理化に関する基本方針

　　　　該当なし

**Ⅱ　森林の整備に関する事項**

**第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）**

１　樹種別の立木の標準伐期齢

|  |  |
| --- | --- |
| 地域 | 樹種 |
| ス　ギ | ヒノキ | マ　ツ | その他針葉樹 | クヌギ | その他広葉樹(用材林以外) |
| 全域 | ３５年 | ４０年 | ３５年 | ５０年 | １０年 | １５年 |

　　　注）この標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標とし

　　　　て定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのも

のではない。

２　立木の伐採（主伐）の標準的な方法

　　　　立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

　　　　主伐に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。

　　　・皆伐

　　　　主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、１箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね２０ヘクタールごとに保残帯を設け、適確な更新を図ることとする。

・択伐

　　　　主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では、おおむね均等な伐採率で行うものであり、かつ、材積にかかる伐採率が３０％以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては４０％以下）の伐採とする。

　　　　択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとする。

　　　　また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第４の１(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月１６ 日付け２林整計第1157 号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うものとする。

３　その他必要な事項

　　　　該当なし

**第２　造林に関する事項**

　　１　人工造林に関する事項

（１）人工造林の対象樹種

　人工造林の対象樹種

|  |
| --- |
| 人工造林の対象樹種名 |
| スギ、ヒノキ、クヌギ、コナラ |

　　　注）定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町の担当課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

なお、樹種の選定に当たっては、必要に応じて品種を定めるほか、郷土種などにも考慮することとする。

　　（２）人工造林の標準的な方法

ア　人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　樹　　　種　 | 仕立ての方法　 | 標準的な植栽本数（本／ha） |
| ス　　　ギヒ ノ キ広　葉　樹 | 疎仕立て | 概ね１，５００ |
| 中仕立て | 概ね２，５００ |
| 密仕立て | 概ね３，２００ |

注）定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町の担当課とも相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ　その他人工造林の方法

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 標準的方法 |
| 地拵えの方法 | 区域内の立木・かん木・笹・雑草類は、地ぎわから伐倒し又は刈り払うこと。 |
| 植付けの方法 | 植付けに当たっては、苗木の根をよく広げ、植穴に落葉、礫等が混入しないように注意する。 |
| 植栽の時期 | ４月～６月中旬までに行うものとする。 |

　　（３）伐採跡地の人工造林をすべき期間

　　　　　植栽によらなければ的確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林伐採跡地について、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復、並びに森林資源の造成を図るため、皆伐の場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して原則２年以内とする。

択伐の場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね５年以内とする。

２　天然更新に関する事項

　　天然更新は前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等

の自然条件、林業技術体系等から見て、主として天然力の活用により適確な更新が図

られる森林において行う。

　　（１）天然更新の対象樹種

　　　天然更新の対象樹種

|  |  |
| --- | --- |
| 天然更新の対象樹種 | ケヤキ類、ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類等 |
|  | ぼう芽による更新が可能な樹種 | ケヤキ類、ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類 |

　　（２）天然更新の標準的な方法

　　　　ア　天然更新の対象樹種の期待成立本数

|  |  |
| --- | --- |
| 樹種 | 期待成立本数 |
| 広葉樹（ケヤキ類、ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類等） | １０，０００本／ha |

　　　　イ　天然更新すべき本数

|  |  |
| --- | --- |
| 樹種 | 天然更新すべき本数 |
| 広葉樹（ケヤキ類、ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類等） | ３，０００本／ha以上 |

　　　 ウ　天然更新補助作業の標準的な方法

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 標準的な方法 |
| 地表処理 | ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所については、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。 |
| 刈出し | ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。 |
| 植込み | 天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。 |
| ぼう芽更新（芽かき） | ぼう芽枝に優劣の差ができたころに下刈りと同時に行い、極力下方のぼう芽枝を残し、３～５本立ちとする。 |

　　　　エ　その他天然更新の方法

　伐採跡地の天然更新は、更新すべき立木の本数以上の天然更新の対象樹種が伐採跡地において均等に生育しているかどうか、また、今後の生育可能性が見込まれるかどうかについて、（３）に定める期間内において「埼玉地域森林計画区における天然更新完了基準」に基づき確認することとする。

　　（３）伐採跡地の天然更新をすべき期間

　森林の有する多面的機能の維持及び早期回復を図るため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね５年以内とする。

３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

　　（１）　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準を以下のとおり定める。

・現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲1 0 0 m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林。

　　（２）　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

|  |  |
| --- | --- |
| 森林の区域 | 備考 |
| 該当なし |  |

　　４　森林法第１０条の９第４項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

　　（１）造林の対象樹種

　　　　ア　人工造林の場合

　　　　　　１の（１）による。

　イ　天然更新の場合

　　　　　　２の（１）による。

　　（２）生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種については、２の（１）によるものとし、天然更新すべき本数の基準となる、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数は、１０，０００本／ｈａとする。

天然更新を行う際には、その本数の１０分の３を乗じた本数以上の本数（草丈以上のものに限る）を更新すべき本数とする。なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈については、地域の植生等を勘案して定める。

５　その他必要な事項

　　　　造林については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じ、適切な更新方法を選択

　　　することとし、特に、天然更新による場合は、現地の状況を十分確認し、植栽によら

なければ適確な更新が困難な森林、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うこと

が適当である森林又は木材等生産機能の発揮が期待され将来にわたり育成単層林と

して維持する森林においては人工造林によることとする。

また、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林

　　　の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。

**第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準**

　　１　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

　　　　平均的な間伐の実施期間の間隔は、標準伐期齢未満にあっては１０年、標準伐採齢以上にあっては１５年とする。

間伐は、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後、一定期間内に林冠がうっ閉するよう行うものとする。

　　　　また、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるような適切な伐採率により繰り返し行うものとする。特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意するものとする。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

　　　施業方法　標準伐期

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 樹　種 | 施業体系 | 植栽本数（本／ha） | 間伐を実施すべき標準的な林齢(年) | 標準的な方法 |
| 初 回 | 2回目 |
| ス　ギ | 疎仕立て | 概ね1,500 | － | － | 間伐率は本数率概ね２０～３５％とする。間伐木の選定は林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うこととする。 |
| 中仕立て | 概ね2,500 | ２５ | － |
| 密仕立て | 概ね3,200 | １８ | ２５ |
| ヒノキ | 疎仕立て | 概ね1,500 | － | － |
| 中仕立て | 概ね2,500 | ３０ | － |
| 密仕立て | 概ね3,200 | ２０ | ３０ |

　　２　保育の種類別の標準的な方法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 保育の種類 | 樹種 | 実施すべき標準的な林齢及び回数 | 標準的な方法 |
| 初回 | ２回目 |
| 下刈 | 広葉樹 | 適宜 | 針葉樹は毎年全刈りを原則とし、必要に応じて２回刈りを行うものとする。 |
| スギ | １～５ | － |
| ヒノキ | １～６ | － |
| 除伐 | 広葉樹 | 適宜 | 下層植物の生育に必要な林内照度を確保するため、必要に応じて不要木及び不良木の除去を行う。 |
| スギ | １０ | １５ |
| ヒノキ | １１ | １６ |

　　３　その他必要な事項

間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要のあるもの（以下、「要間伐森林」という。）について、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に通知することとする。

**第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項**

　　１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

　　（１）水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア　区域の設定

　　該当なし

イ　森林施業の方法

　　該当なし

（２）土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア　区域の設定

　　次の①・②の森林について、別表１により定める。

①快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

住民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧

害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能が高い森林等。

具体的には、都市近郊等に所在する森林であって、郷土樹種を中心とした安定した林相を成している森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林である。

②保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規

定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、

キャンプ場・森林公園等の施設に伴う森林などの国民の保健・教育的利用等

に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション、文化生物多様性保全機能が高い森林等。

　　　　　　具体的には、湖沼、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ場等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林、希少な生物の保護のため必要な森林等である。

　　　　イ　森林施業の方法

アの①②に掲げる森林については、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採

に伴って発生する裸地化の縮小並び回避を図るとともに、天然力も活用した施

業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るた

 めの施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、

美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

そのため、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のう

ち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の

維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必

要な場合には、これを推進することとする。

それぞれの森林の区域については、別表２により定める。

　　２　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当

該区域内における森林施業の方法

　　（１）区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を別表１に定める。

　また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等、「特に効率的な施業が可能な森林」の区域を別表１に定める。この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意するものとする。

　さらに、区域内において１の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとする。

（２）森林施業の方法

　施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

　なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うものとする。

【別表１】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 森林の区域 | 面積（ha） |
| 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 該当なし |  |
| 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 該当なし |  |
| 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 概要図に図示 | ２０２ｈａ |
| 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 概要図に図示【林班】００１【小班】０５９－０７１【林班】００１【小班】００１ | ７４ｈａ |
| その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 該当なし |  |
| 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 該当なし |  |
|  | 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林 | 該当なし |  |

【別表２】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施業の方法 | 森林の区域 | 面積（ha） |
| 伐期の延長を推進すべき森林 | 該当なし |  |
| 長伐期施業を推進すべき森林 | 該当なし |  |
| 複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く） | 複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く） | 【大字】北吉見・南吉見・久米田・御所・長谷・黒岩・田甲・上細谷【林班】００１【小班】００１－０８３【大字】前河内・谷口・荒子【林班】００２【小班】００１－００６ | ２０２ｈａ |
| 択伐による複層林施業を推進すべき森林 |
| 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林 | 該当なし |  |

３　その他必要な事項

（１）施業実施協定の締結の促進方法

　　　　該当なし

　　（２）その他

　　　　該当なし

**第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項**

　　１　森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

　　　　該当なし

　　２　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

　　　　該当なし

　　３　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

　　　　該当なし

　　４　森林経営管理制度の活用に関する事項

　森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進するものとする。

　また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意するものとする。

５　その他必要な事項

　　　　該当なし

**第６　森林施業の共同化の促進に関する事項**

　　１　森林施業の共同化の促進に関する方針

　　　　該当なし

　　２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

　　　　該当なし

　３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

　　　　該当なし

　　４　その他必要な事項

　　　　該当なし

**第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項**

　　１　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事

　　　項

　　　　　　　該当なし

　　２　路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

　　　　　　　該当なし

　　３　作業路網の整備に関する事項

　　（１）　基幹路網に関する事項

　　　　　ア基幹路網の作設にかかる留意点

　　　　　　　該当なし

　　　　　イ基幹路網の整備計画

　　　　　　　該当なし

　　　　　ウ基幹路網の維持管理に関する事項

　　　　　　　該当なし

（２）　細部路網の整備に関する事項

　　　　ア　細部路網の作設に係る留意点

　　　　　　　該当なし

　　　　イ　細部路網の維持管理に関する事項

　　　　　　　該当なし

４　その他必要な事項

　　　　　該当なし

**第８　その他必要な事項**

　　１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

　　　　該当なし

　　２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

　　　　該当なし

　　３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

　　　　該当なし

**Ⅲ　森林の保護に関する事項**

　第１　鳥獣害の防止に関する事項

　　１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

（１）区域の設定

　　　設定なし

（２）鳥獣害の防止の方法

　　　該当なし

　２　その他必要な事項

　　なし

　　第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

　　１　森林病害虫等の駆除及び予防の方法

　 　（１）森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病害虫等による被害の未然防止のため、早期発見及び早期駆除に努める。松くい虫による被害は終息傾向となっているが、依然被害の続いている箇所については引き続き防除対策を行う。また、ナラ枯れについて、監視体制を強化し、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の拡大防止に図る。

森林病害虫等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行なうものとする。

（２）その他

森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、関係行政機関、森林所有者等の連携体制づくりを図る。

　　２　鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く）

　　　 鳥獣害防止森林区域における対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向け、関係行政機関、森林組合及び森林所有者等と協力して防護柵の設置等を行う。

　　　　野生鳥獣との共存にも配慮した森林整備等を推進する。

３　林野火災の予防の方法

林野火災予防の広報活動や森林巡視を適時適切に行うとともに、初期防火用具の整備を図る。

　　４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

　　　　該当なし

　　５　その他必要な事項

　　 （１）病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

　　　　 　該当なし

注）但し、病害虫の蔓延のため緊急に伐採駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う。

（２）その他

　　　　 　該当なし

**Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項**

　　１　保健機能森林の区域

　　　　該当なし

　　２　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

　　　　該当なし

　　３　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

　　　　該当なし

　　４　その他必要な事項

　　　　該当なし

**Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項**

　　１　森林経営計画の作成に関する事項

　　　　森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画することとする。

（１）Ⅱの第２の３の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の

植栽

　 （２）Ⅱの第４の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

　（３）Ⅱの第５の３の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第６の３の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

　（４）Ⅲの森林の保護に関する事項

　 　（５）経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営体は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

　　２　生活環境の整備に関する事項

　　　　該当なし

３　森林整備を通じた地域振興に関する事項

　　　　該当なし

　　４　森林の総合利用の推進に関する事項

　　　　該当なし

５　住民参加による森林の整備に関する事項

　　　　該当なし

　　６　森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

　　　　計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区域 | 作業種 | 面積 | 備考 |
| 該当なし |  |  |  |

７　その他必要な事項

　　　　保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制度に従った森林施業の方法に従って実施することとする。